岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例(平成12年岩手県条例第16号)の一部を次のように改正する。 							
改正前			改正後				
別表第4 (第2条関係)			別表第4 (第2条関係)				
保健福祉事務関係手数料			保健福祉事務関係手数料				
事務	名 称	金額		事務	名 称	金額	
[略]				[略]			
28の5 児童福祉法施行令第21条の規定	[略]		280	5 児童福祉法施行令第21条の規定	[略]		
に基づく <u>厚生労働省令</u> の規定による保			12	基づく <u>内閣府令</u> の規定による保育士			
育士試験の免除の申請に対する審査			活	験の免除の申請に対する審査			
[略]			[略]				
別表第7(第2条関係)			別表第7(第2条関係)				
県土整備事務関係手数料				県土整備事務関係手数料			
事務	名 称	金額		事務	名 称	金額	
[略]				略]			
37 租税特別措置法施行令第20条の2第	特定の民間再開	31,000円	37	<u>削除</u>			
<u>14項又は第38条の4第24項に規定する</u>	発事業認定申請						
要件に該当する事業であることについ	手数料						
ての認定の申請に対する審査							
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。